

# 入札時に提出する陳述書について

## (お知らせ)

入札時には、入札書、住民票等のほか、陳述書も提出していただく必要があります（民事執行法65条の2、民事執行規則38条7項、31条の2）。

**入札書と共に陳述書が提出されないと、その入札は無効となります。また、陳述書の追完はできません。**

**陳述書の記載に不備がある場合には、入札が無効となることがあります**ので、記入、提出に当たっては、陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

なお、各陳述書の「陳述」欄にある「自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙（中略）のとおりです。」は、これに該当する場合のみ、□にチェックを入れてください。□にチェックが入っているのに、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない場合は、その入札は無効となります。

陳述書は、神戸地方裁判所姫路支部執行官室でお受け取りいただくか、BIT (<https://www.bit.courts.go.jp/>) のホーム画面右下にある「ダウンロード」にも掲載しております。

必要書類など、ご不明な点は、神戸地方裁判所姫路支部執行官室（079-281-3505）までお問い合わせください。

## 期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 3月24日

神戸地方裁判所姫路支部競売係

裁判所書記官 今 津 泰 佑

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

### 記

入札期間	令和 8年 4月 9日から 令和 8年 4月16日まで
開札期日	日 時 令和 8年 4月22日 午前10時00分 場 所 神戸地方裁判所姫路支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 5月13日 午後 1時00分 場 所 神戸地方裁判所姫路支部競売係
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 3月24日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	





物 件 目 録

- 1 所 在 穴粟市一宮町安積字一ツ橋  
地 番 3 4 4 番 8  
地 目 宅地  
地 積 2 2 7 . 2 5 平方メートル
- 2 所 在 穴粟市一宮町安積字一ツ橋 3 4 4 番地 8  
家屋 番号 3 4 4 番 8  
種 類 居宅  
構 造 木造瓦葺 2階建  
床 面 積 1階 1 7 3 . 4 4 平方メートル  
2階 6 4 . 8 6 平方メートル
- (現況)
- 種 類 居宅・車庫



## 物 件 明 細 書

令和 8年 2月 4日

神戸地方裁判所姫路支部競売係

裁判所書記官 今 津 泰 佑

---

---

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

---

---

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

---

---

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

---

---

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

---

---

5 その他買受けの参考となる事項

なし

### 《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



## 物 件 目 録

- |   |       |                         |                    |
|---|-------|-------------------------|--------------------|
| 1 | 所 在   | 宍粟市一宮町安積字一ツ橋            |                    |
|   | 地 番   | 3 4 4 番 8               |                    |
|   | 地 目   | 宅地                      |                    |
|   | 地 積   | 2 2 7 . 2 5 平方メートル      |                    |
| 2 | 所 在   | 宍粟市一宮町安積字一ツ橋 3 4 4 番地 8 |                    |
|   | 家屋 番号 | 3 4 4 番 8               |                    |
|   | 種 類   | 居宅                      |                    |
|   | 構 造   | 木造瓦葺 2階建                |                    |
|   | 床 面 積 | 1階                      | 1 7 3 . 4 4 平方メートル |
|   |       | 2階                      | 6 4 . 8 6 平方メートル   |
|   | (現況)  |                         |                    |
|   | 種 類   | 居宅・車庫                   |                    |



令和7年(ヌ)第10008号  
令和7年 9月16日受理  
令和7年**10**月**15**日提出

# 現況調査報告書

神戸地方裁判所姫路支部

執行官 吉田 誠之

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- |   |       |  |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在   | 宍粟市一宮町安積字一ツ橋                               |
|   | 地 番   | 3 4 4 番 8                                  |
|   | 地 目   | 宅地   |
|   | 地 積   | 2 2 7. 2 5 平方メートル                          |
| 2 | 所 在   | 宍粟市一宮町安積字一ツ橋 3 4 4 番地 8                    |
|   | 家屋 番号 | 3 4 4 番 8                                  |
|   | 種 類   | 居宅   |
|   | 構 造   | 木造瓦葺 2階建                                   |
|   | 床 面 積 | 1階 1 7 3. 4 4 平方メートル<br>2階 6 4. 8 6 平方メートル |



## その他の事項

## ■ 本件不動産の状況等

## 1 表札等の表示

本件不動産の門に債務者の苗字が表示された表札があるほか、本件建物の壁面に債務者が営んでいた屋号が表示された看板が設置されている。

## 2 物件1の土地(本件土地)の状況等

- (1) 本件土地の状況は、以下に記載の状況のほか関係人の陳述、添付図面及び添付写真のとおり、本件建物の敷地として利用されている。
- (2) 土地の周辺には金属鋸が認められたが、法務局には地積測量図は備え付けられていない。公図、建物図面、土地の状況に基づき一部を概測したところによれば、土地の形状はおよそ公図、建物図面のとおりであり、地積についてはおよそ公簿のとおりであるものと推測される。

## 3 物件2の建物(本件建物)の状況等

- (1) 本件建物の状況は、以下に記載の状況のほか関係人の陳述、添付図面及び添付写真のとおりである。
- (2) 占有状況は、臨場時に在宅していた債務者の妻Aの陳述及び立入調査をした結果、2枚目記載のとおりであり、その他に第三者による占有を示すものは認められなかった。
- (3) 建物の状態は、1階、2階の廊下にいずれも傾斜が認められたほか、1階南西側の広縁の天井に雨漏り跡と思われる箇所が見受けられたが、その他に水漏れ等の特段の損傷不具合箇所は認められず、経年程度の劣化があるものと認めた。
- (4) 1階ダイニングキッチンの室天井裏に屋根裏収納が存在するが、その利用状況は屋根裏を利用した物置であり、床面積には加えないものとした。

## 4 債務者の妻によれば、接道している国道の拡幅工事が行われる予定で、本件土地の一部が国道敷として収用されるとのことであり、それに伴い本件建物の一部が取り壊されるとのことであり、国道の歩道と本件土地内及び東側に拡幅が予定されている範囲を示すと思われる金属鋸が設置されている。

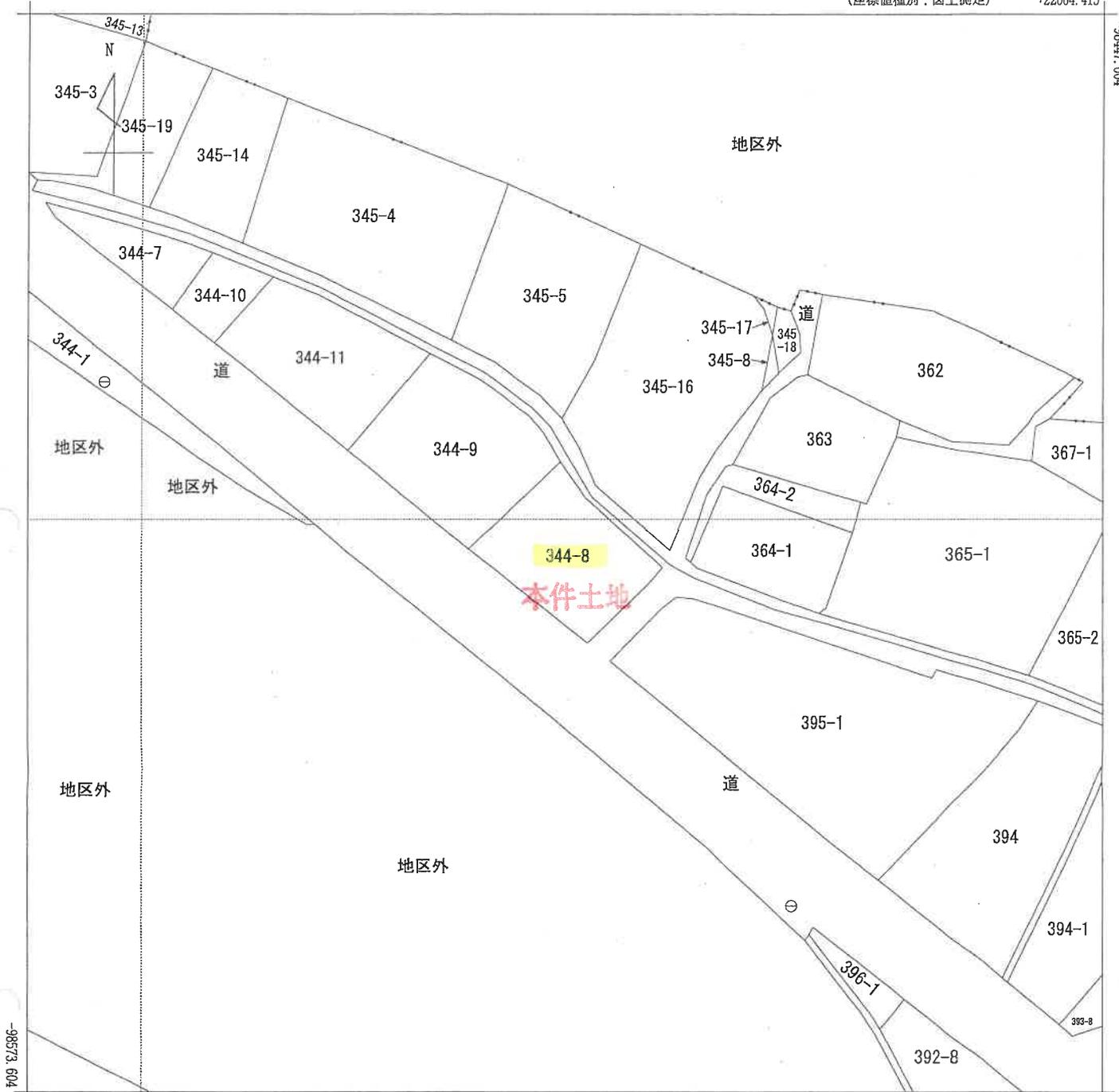
評価人の姫路近畿地方整備局担当課における調査によれば、本件土地を含む安積地区では国道29号の「交通安全施設等設備：安積地区歩道整備事業」が進められており、令和7年度は調査設計が行われ、本件土地は2.5メートル程度が当該事業用地となる予定となっている。今後は用地買収等が行われる予定であるが、具体的な工事等事業実施時期は未定である。

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等(要旨)
<p>■ A (債務者の妻)</p>	<p>1 債務者は私の夫です。 本件建物には夫と家族で居住しており、その他に第三者の居住、占有はありません。</p> <p>2 本件土地について、近隣土地所有者と境界等で揉めるなど土地に関するトラブルはありません。</p> <p>3 本件建物には雨漏りや水漏れなどの損傷箇所、ライフラインの設備等の不具合箇所はありません。1階南西側広縁の天井にある雨漏り跡のようなものは気が付きませんでした。 1階、2階ともに廊下に傾斜があるとのことですが、本件建物の廊下より北側は、1階、2階とも増築した部分なのでその影響によるものかも知れません。</p> <p>4 南西側に面している国道に拡幅工事の予定があり、歩道から2.5メートルほどの幅で本件土地内まで拡がると聞いています。そのため、本件建物の国道側の洋室や車庫の部分が一部取り壊されるということです。本件土地内にここまで拡がるという黄色のリングが付いた金属板が打たれています。</p>
<p>■ 株式会社オリコプロダクトファイナンス担当者</p>	<p>1 当社で太陽光発電設備について所有権留保条項付のローンを組まれている場合、現在のところ所有権留保の権利行使の予定はありません。</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
7年9月18日(木) 10:50-10:51 12:14-12:15	神戸地方法務局 龍野支局	公函等閲覧、登記事項証明書交付申請  同受領
7年9月19日(金) 13:39-14:02	物件所在地	物件確認・物件調査、写真撮影、Aに連絡文書交付
7年9月22日(月) 12:03-12:08	電話照会	Aと立入期日調整
7年10月1日(水) 10:15-11:07	物件所在地	物件調査、立入調査、写真撮影、Aに面談、評価人と同行
7年10月3日(金) 10:39-10:45	電話照会	太陽光発電設備の所有権留保条項について聴取
7年月日() :-:		
7年月日() :-:		
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 7年 月 日 本日まで居住者からの連絡はなく、目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 7年 月 日 目的物件は施錠されていたので、立会人・ を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 7年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



A 一宮町西安積  
B 一宮町安積

請求部	所在	宍粟市一宮町安積字一ツ橋			地番	344番8			
出力縮尺	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	V	分類	地図に準ずる図面	種類	地籍図
作成年月日	昭和45年4月			備付年月日(原図)		補記事項			

本図面はA3版をA4版に縮小したものである

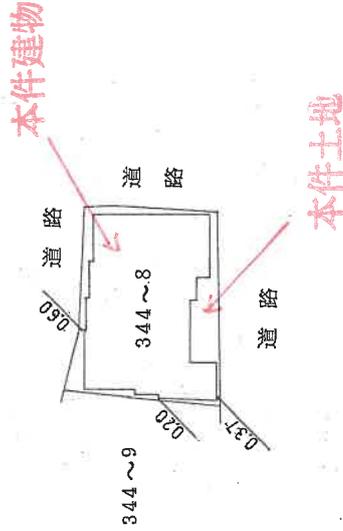
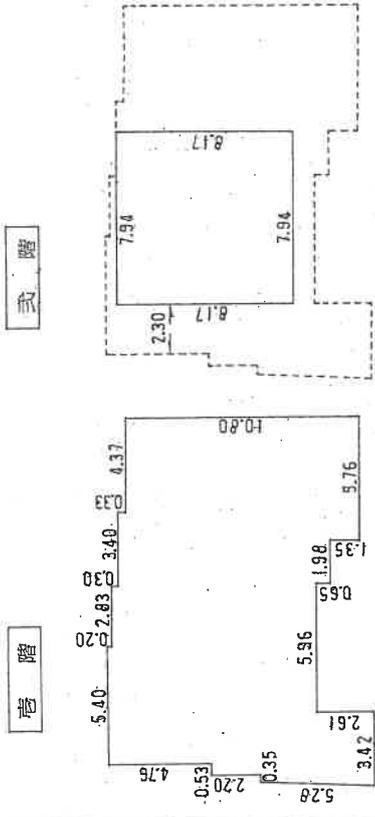
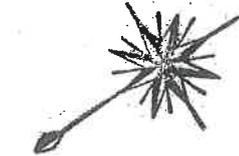
建築物図面

各階平面図

家屋番号 344~8

建築物の所在 宮城県宮町安積字一ツ橋 344番地8

H. 2. 9. 28.



求積表

庇	10.80 × 4.37	=	47,1960
1階	11.13 × 1.39	=	15,4707
2階	9.78 × 1.98	=	19,3644
3階	9.13 × 0.03	=	0,2739
4階	9.43 × 2.83	=	26,6869
5階	9.63 × 3.10	=	29,8530
6階	12.24 × 2.30	=	28,1520
7階	7.48 × 0.53	=	3,9644
8階	1/2 × (0.35 + 0.59) × 5.28	=	2,4816
計		=	173,4429
床面積		=	173.44 ㎡

庇	8.17 × 7.94	=	64,8698
床面積		=	64.86 ㎡

縮尺 1/500

縮尺 1/250

平成 29 年 9 月 26 日 (作製)

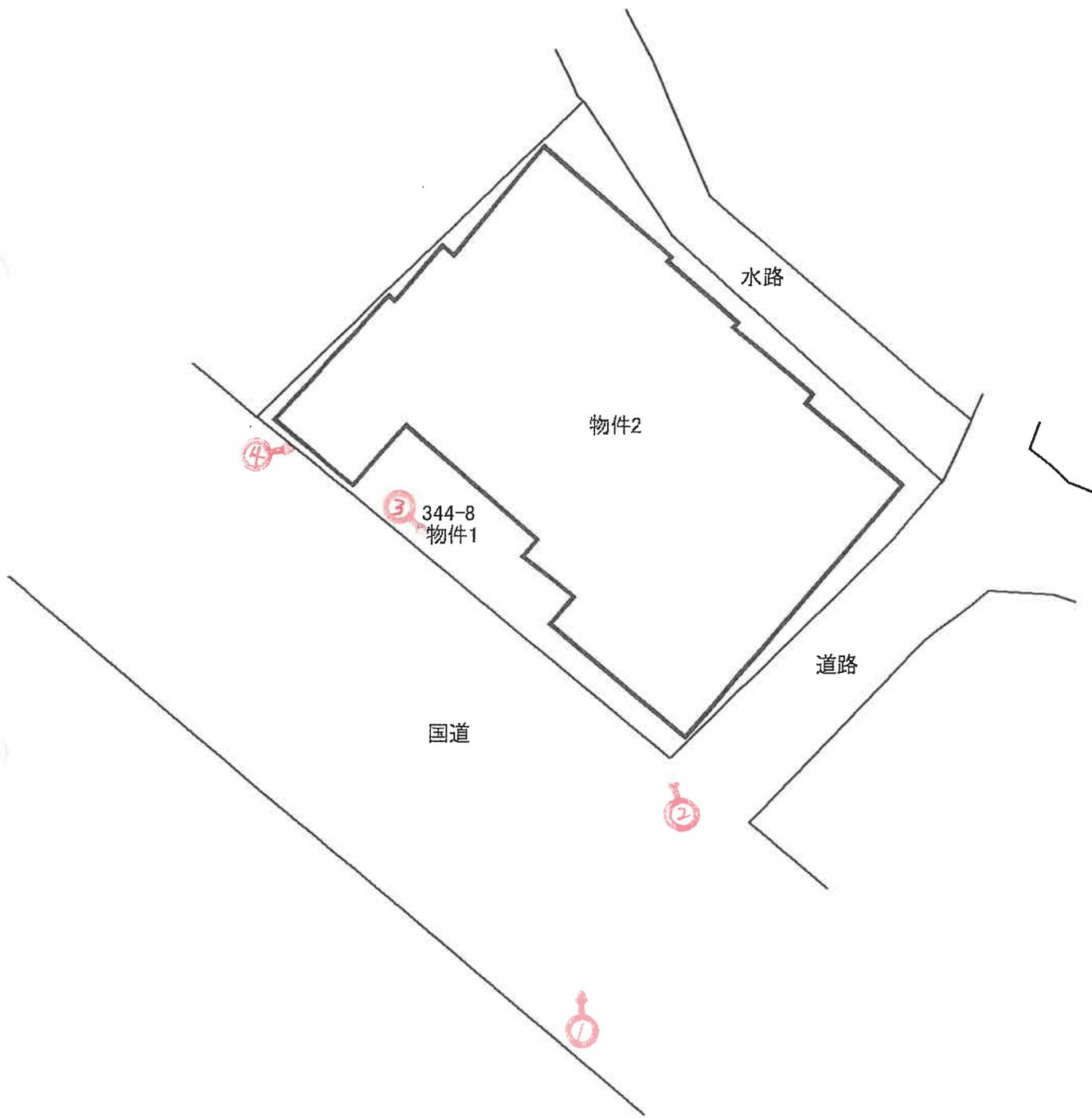
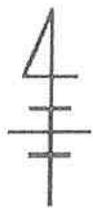
作製者

申請人

158521

(本文並印刷)

本図面は A3 版を A4 版に縮小したものである



令和7年(又)第10008号

(←○は写真撮影位置および方向)





写真 ①

本件建物

本件土地

車庫

国道29号



写真 ②

本件建物

金属鉄



写真 ③

本件建物

金属鈺



写真 ④

1階車庫

写真 ⑤



雨漏り跡



写真 ⑥



写真 ⑦

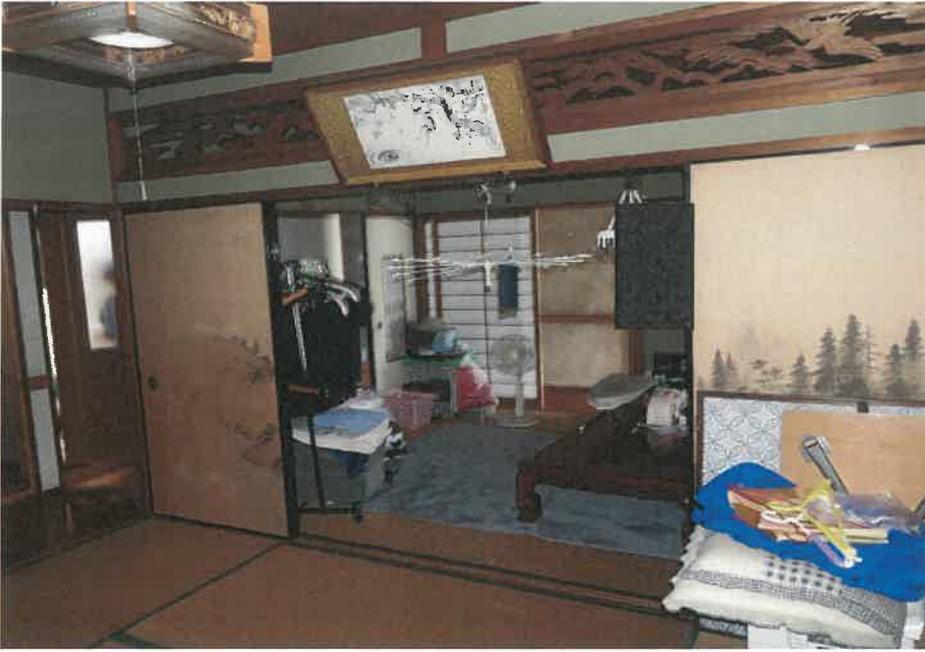


写真 ⑧



写真 ⑨

写真 ⑩



写真 ⑪



写真 ⑫





写真 ⑬



写真 ⑭



写真 ⑮



写真 ⑯

令和 7 年 ( 又 ) 第 10008 号  
令和 7 年 10 月 1 日 現地調査  
令和 7 年 10 月 8 日 評 価

神戸地方裁判所  
姫路支部 御中

# 評 価 書

評価人 不動産鑑定士

一色 かつみ

## 第1 評価額

一 括 価 格	
金2,590,000円	
内 訳 価 格	
物件1(土地)	金1,010,000円
物件2(建物)	金1,580,000円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

## 第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。  
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

### 第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目積	物件目録記載のとおり	下記特記事項のとおり
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	物件目録記載のとおり	現況種類：居宅・車庫
特記事項			
<p>物件1は、国道29号の交通安全施設等整備：安積地区歩道整備事業地内に存する。令和7年度は調査設計が行われ、物件1は歩道から2.5m程度が当該事業用地となる予定となっている。姫路近畿地方整備局担当課によると、今後事業用地の買収等が行われる予定であるが、具体的な事業実施時期等は未定であるとの回答を得た。</p>			

#### 第4 目的物件の位置・環境等

##### 1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	J R線 播磨新宮駅の北方 約26 k m（道路距離） （附属資料位置図参照）	
付近の状況	国道沿いに戸建住宅のほか事業所等が散見される混在地域	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	都市計画区域外無指定 指定なし －％ －％ 防火指定なし 土砂災害警戒区域隣接
画地条件	規模 227.25 m <sup>2</sup> の ほぼ台形地 間口×奥行 約18m×約12.5m	
接面道路の状況	南西側 約8m国道 南東側 約3m道路	
土地の利用状況等	物件1は物件2建物の敷地	
供給処理施設	上水道 あり ガス配管 なし 下水道 あり <small>（注）供給処理施設における「あり」・「なし」とは対象物件の前面道路に引込み可能な該当施設の本管が通っている・通っていない状態にあることをいう。</small>	
土壌汚染等	土壌汚染の可能性について特段の情報は得られなかったが、その有無及び内容について確実な情報を得るには専門調査機関による土壌汚染状況調査を要する。	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>安積地区歩道整備事業が進捗中（3ページ特記事項参照）である。</li> <li>洪水浸水想定区域5m～10m未満の区域に指定されている。</li> </ul>	

2 建物の概況及び利用状況等 (物件2)

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日 (登記記載) 昭和43年8月1日 新築 経過年数 57年程度 経済的残存耐用年数 一年程度 ※目的建物は経済的耐用年数をほぼ満了している。
仕 様	構 造 : 木造 屋 根 : 瓦葺 外 壁 : 吹付等 内 壁 : クロス・合板・セシイ壁等 天 井 : クロス・合板等 床 : フローリング・タタミ等 設 備 : 特にない その他 : 特にない
床面積 (現況)	目的物件記載のとおり
現況用途等	現況用途: 居宅 間取り: 附属資料建物間取図のとおり
品 等	普通
保守管理の状態	やや劣る
建物の利用状況	現況調査報告書のとおり
特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿使用等の有無 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。</li> <li>・物件2は増改築が重ねられ、繋ぎめ部分の傾斜が確認できる。また、建付の悪い箇所、床の沈み込み、風呂場・洗面室のカビ、広縁の雨漏り痕が確認できる。</li> <li>・屋根にソーラーパネルが設置されている。</li> <li>・1階ダイニングキッチンの天井裏に屋根裏収納が存するが、屋根裏を利用した物置であり、床面積に加えなかった。</li> </ul>

## 第5 評価額算出の過程

### 1 基礎となる価格

#### (1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番 号	標準画地価格 (円/m <sup>2</sup> ) ア	個別 格 差 イ	地 積 (m <sup>2</sup> ) ウ	建付減価 エ	建 付 地 価 格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	11,600	1.01	227.25	0.90	2,400,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査（宍粟(県)－6）

公示価格等(円/m<sup>2</sup>) 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格(円/m<sup>2</sup>)  
 $14,800 \times 99/100 \times 100/100 \times 100/126 \approx 11,600$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率

◇標準化補正：不 要 (1.00)

◇地域格差： 街路条件 接近条件 環境条件 行政条件 格差率  
 $100/97 \times 100/100 \times 100/130 \times 100/100 \approx 100/126$

イ 個別格差：角地等 (1.01)

ウ 地 積：登記記載数量

エ 建付減価：建物と敷地との適応性、建物と環境との適合性の考慮

#### (2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番 号	再調達原価 (円/m <sup>2</sup> ) ア	現況延床面積 (m <sup>2</sup> ) イ	現価率 ウ	建 物 価 格 (円) ア×イ×ウ
2	160,000	238.30	0.05	1,910,000

ウ 現価率

対象建物は既に経済的耐用年数を満了しており、その経済価値は残価率(5%)程度と判定される。

## 2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

### (1) 土地利用権等価格

番 号	建 付 地 価 格 (円)	土 地 利 用 権 等 割 合		土 地 利 用 権 等 価 格 (円)
	ア	イ		ア×イ
1	2,400,000	0.30	法定地上権	720,000

### (2) 内訳価格及び一括価格

番 号	基礎となる価格 (円)	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円)	占有 減価 修正	市場性 修正	競売市場 修正	評 価 額 (円)
	ア	イ	ウ	エ	オ	(ア±イ)×ウ×エ×オ
1	2,400,000	-720,000		1.00	0.60	1,010,000
2	1,910,000	+720,000	1.00	1.00	0.60	1,580,000
一 括 価 格 (合 計)						2,590,000

ウ 占有減価修正： 必要なし

エ 市場性修正： 必要なし

オ 競売市場修正： 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

## 第6 参考価格資料

- 1 地価公示価格等 (宍粟(県)ー6)  
所 在 : 宍粟市一宮町安積字下モ曲里1295番4  
価 格 : 14,800円/㎡  
位 置 : JR線「播磨新宮」駅より道路距離25km  
価 格 時 点 : 令和7年7月1日  
地 積 : 258㎡  
供給処理施設 : 水道、下水  
接 面 街 路 : 東側幅員5.5m市道に接面  
用 途 指 定 等 : 都市計画区域外  
地 域 の 概 要 : 一般住宅が建ち並ぶ古くからの住宅地域
  
- 2 固定資産税評価額 (令和7年度)  
物件1 : 1,817,091円  
物件2 : 6,020,075円

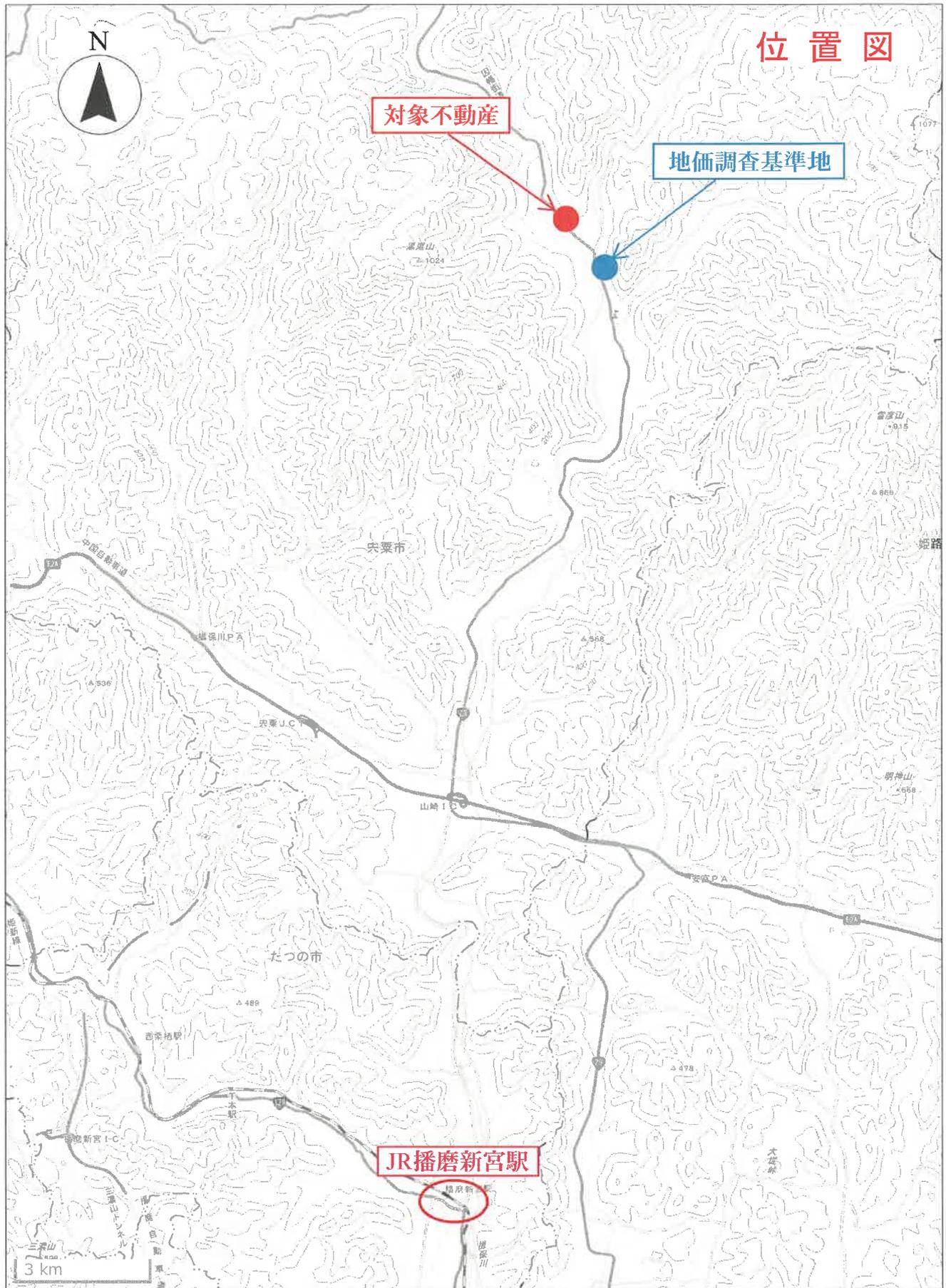
## 第7 附属資料

- 1 対象不動産及び地価公示地等の位置図
- 2 公図写
- 3 建物図面・各階平面図写
- 4 物件配置略図
- 5 建物間取図
- 6 現況写真

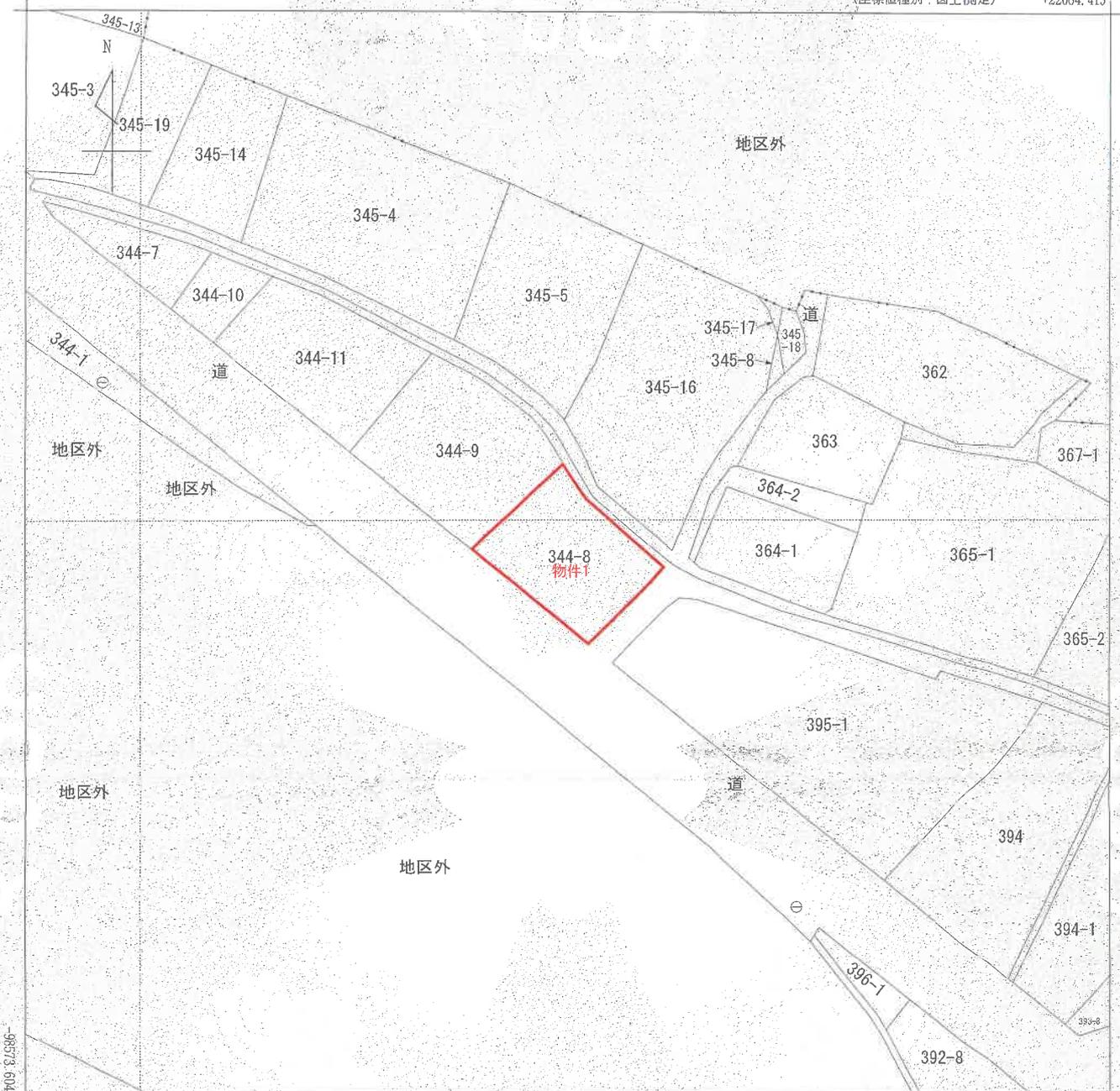
以 上

## 物 件 目 録

- |   |       |                         |                    |
|---|-------|-------------------------|--------------------|
| 1 | 所 在   | 宍粟市一宮町安積字一ツ橋            |                    |
|   | 地 番   | 3 4 4 番 8               |                    |
|   | 地 目   | 宅地                      |                    |
|   | 地 積   | 2 2 7 . 2 5 平方メートル      |                    |
| 2 | 所 在   | 宍粟市一宮町安積字一ツ橋 3 4 4 番地 8 |                    |
|   | 家屋 番号 | 3 4 4 番 8               |                    |
|   | 種 類   | 居宅                      |                    |
|   | 構 造   | 木造瓦葺 2階建                |                    |
|   | 床 面 積 | 1階                      | 1 7 3 . 4 4 平方メートル |
|   |       | 2階                      | 6 4 . 8 6 平方メートル   |

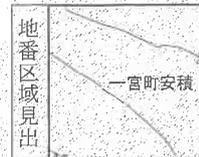


\* 国土地理院地図データを基に加筆・作成した。



+21939.415 (座標値種別：図上測定)

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 一宮町西安積  
B 一宮町安積

請求部	所在	宍粟市一宮町安積字一ツ橋				地番	344番8			
出力縮尺	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	V	分類	地図に準ずる図面		種類	地籍図
作成年月日	昭和45年4月			備付年月日(原図)		補記事項				

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

A3版をA4版に縮小

令和7年8月8日

神戸地方務局龍野支局

地図整理番号：M13055

登記官



登記年月日：平成29年9月28日

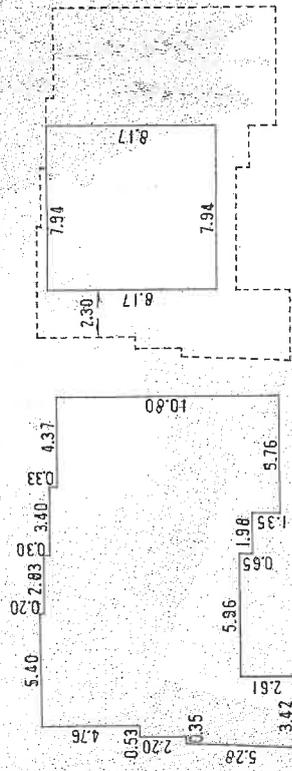
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
 令和7年8月8日 神戸地方気務局 登記部

各階平面図

各階平面図

家屋番号 344~8  
 建築物の所在 六甲市一宮町 六甲郵便一宮町安積字一ツ橋 344番地 8

壹階



求積表

壹階	10.80 × 4.37	=	47.1960
	11.13 × 1.39	=	15.4707
	9.78 × 1.98	=	19.3644
	9.13 × 0.03	=	0.2739
	9.43 × 2.83	=	26.6869
	9.63 × 3.10	=	29.8530
	12.24 × 2.30	=	28.1520
	7.48 × 0.53	=	3.9644
	1/2 × (0.35 + 0.59)	=	0.4700
	× 5.28	=	2.4816
計		=	173.4429
床面積		=	173.44 ㎡
貳階	8.17 × 7.94	=	64.8698
床面積		=	64.86 ㎡



作製者

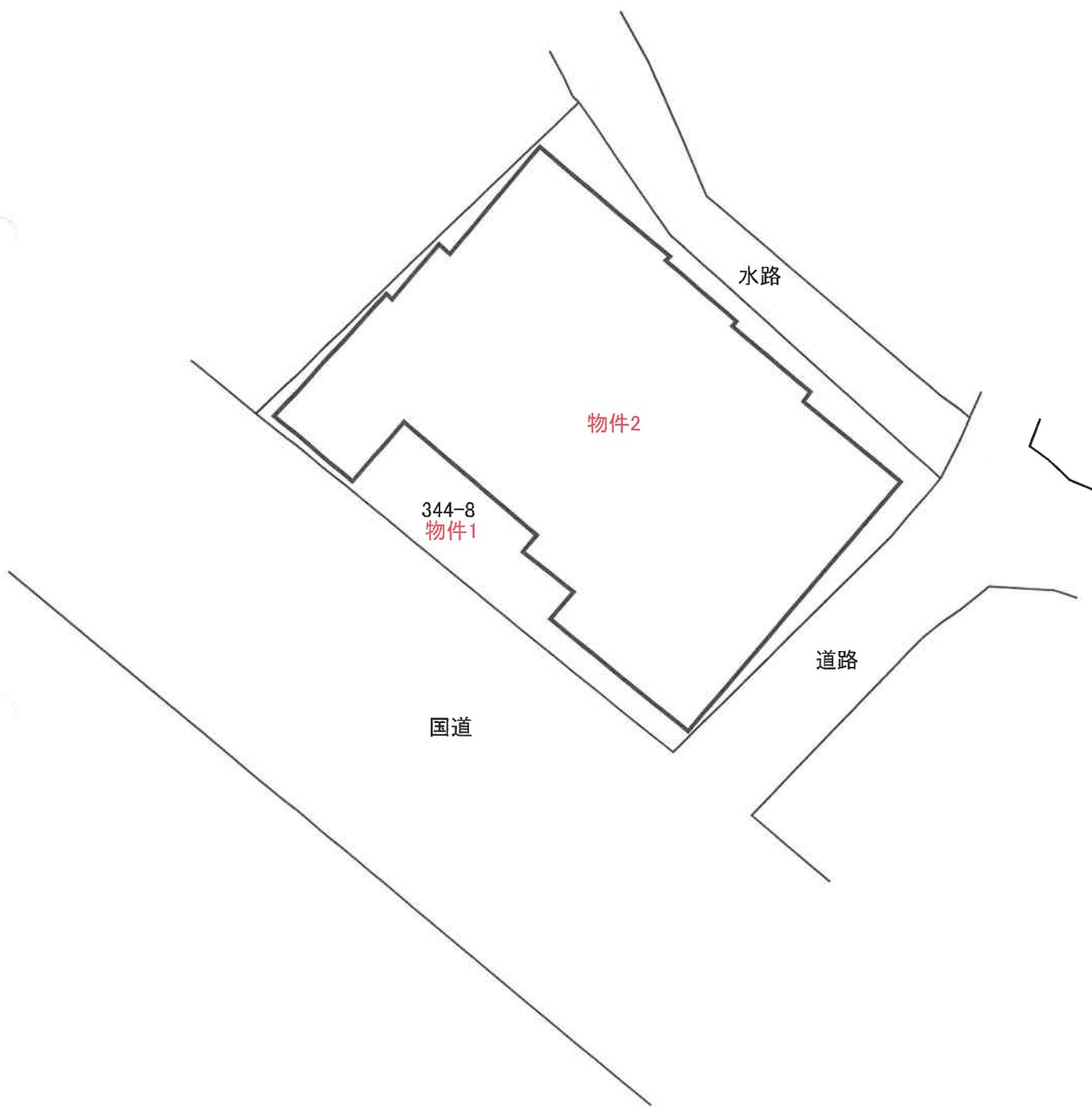
平成29年9月26日(作製)

縮尺 1/250

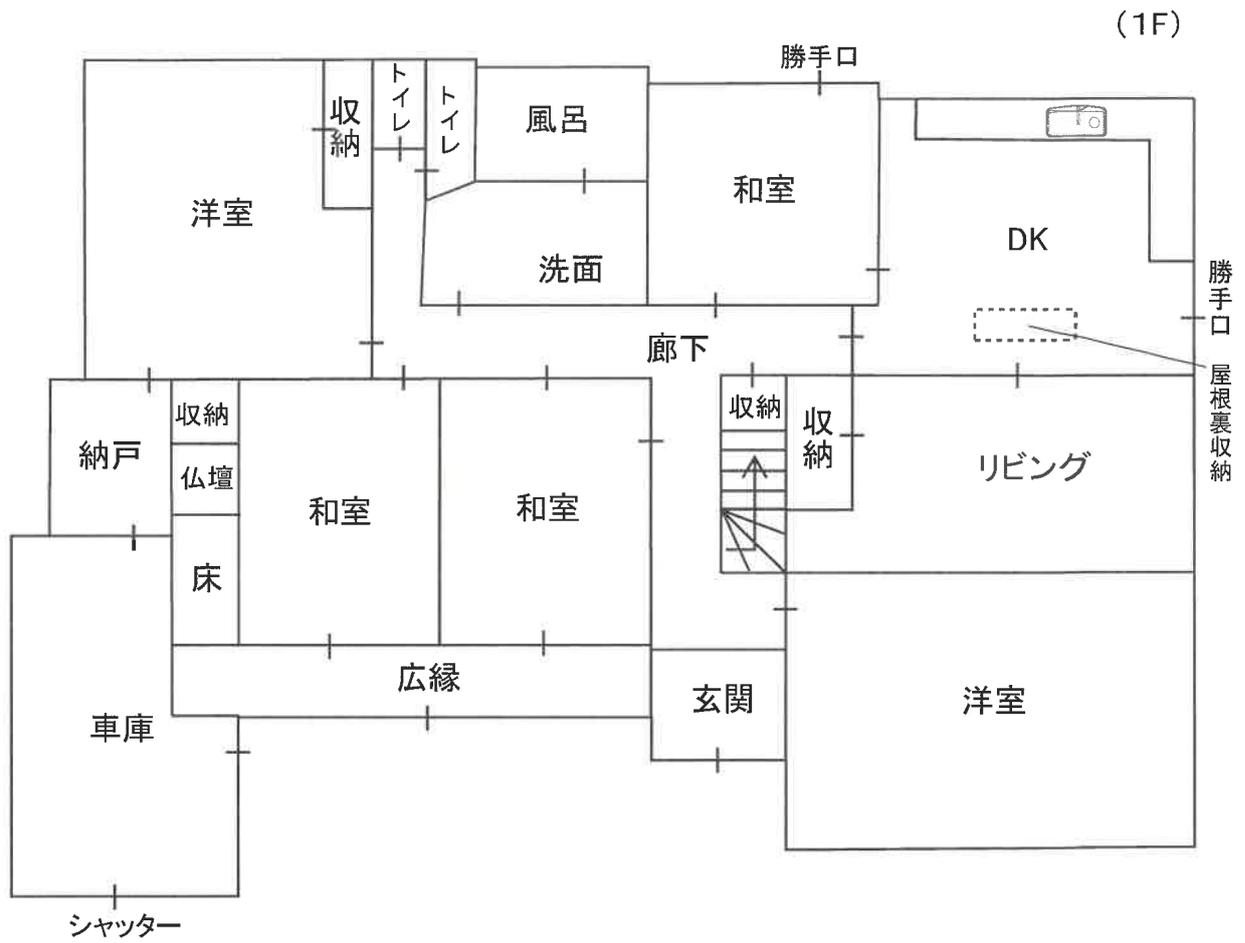
申請人

158521

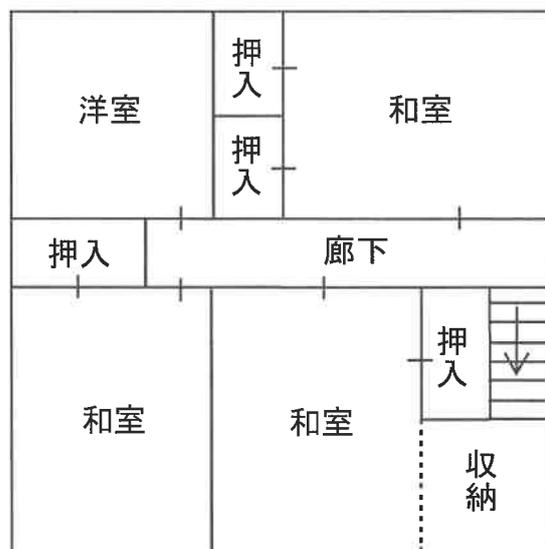
縮尺 1/500



# 建物間取図



(2F)



現況写真

